

Ⅲ 契約種別および料金

13 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契 約 種 別	特 定 規 模 電 力 A	
	特 定 規 模 電 力 B	
	特 定 規 模 臨 時 電 力	
	特 定 規 模 自 家 発 補 給 電 力	A
		B
	特 定 規 模 予 備 電 力	
	特 定 規 模 季 節 別 時 間 帯 別 電 力	A
B		

14 料 金

- (1) 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。
- (2) 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。
- (3) 早収期間は、27（料金の支払義務および支払期限）(1)の支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間（別表6〔早収期間30日以内の地域〕の地域については、30日目までの期間をいいます。）をいいます。

なお、早収期間の最終日（以下「早収期限日」といいます。）が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、早収期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

15 特定規模電力A

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特定規模自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま

す。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特定規模自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Aのその1月の最

大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契 約 電 力 1キロワット に つ き	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,653円75銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,643円25銭

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季

の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	15円52銭	14円18銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	15円29銭	13円97銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 特定規模電力B

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上（特定規模自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、特定規模自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット以上といたします。）であり、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000

ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 特定規模自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特定規模自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

(4) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといた

します。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,816円50銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,753円50銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円03銭	11円90銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円80銭	11円69銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセ

ントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(5) そ の 他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

17 特定規模臨時電力

(1) 適 用 範 囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

ロ 特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるもの。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bの場合に準じて定めます。

(3) 早 収 料 金

イ 早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）

(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

特定規模電力Aまたは特定規模電力Bの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a (1)イに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	15円27銭	14円05銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	14円98銭	13円80銭

b (1)ロに該当する場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	18円27銭	16円77銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円99銭	16円51銭

ロ 力率割引および割増しは、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bに準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、特定規模臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力Aまたは特定規模電力Bに準ずるものといたします。

18 特定規模自家発補給電力

(1) 特定規模自家発補給電力A

イ 適 用 範 囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、特定規模電力Aの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受

けなかつた期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	16円89銭	15円52銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	16円63銭	15円29銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1 キロ ワット時 につき	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	20円65銭	18円93銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	20円35銭	18円66銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特定規模電力Aに準ずるものいたします。

ニ 特定規模自家発補給電力Aの使用

お客さまが特定規模自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後す

みやかに当社に通知していただきます。

ホ 特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の最大需要電力

特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Aを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aの契約電力と特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特定規模自家発補給電力Aの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと特定規模自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 特定規模電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Aと同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特定規模自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特定規模自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 特定規模電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 特定規模自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特定規模電力Aの平均電力

(b) 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3月間における特定規模電力Aの平均電力

(c) 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3日間における特定規模電力Aの平均電力

b 特定規模季節別時間帯別電力Aのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(a) 特定規模自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特定規模季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(b) 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3月間における特定規模季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(c) 特定規模自家発補給電力Aの使用の前3日間における特定規模季節別時間帯別電力Aの各時間帯別の平均電力

(d) 特定規模自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して特定規模自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特定規模自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特定規模自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

特定規模自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として特定規模自家発補給電力Aの最大需要電力に特定規模自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(i) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力Aに準ずるものといたします。

(2) 特定規模自家発補給電力B

イ 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 早収料金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、特定規模電力Bの該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	14円14銭	13円03銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	13円89銭	12円80銭

b a以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円23銭	15円83銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	16円91銭	15円55銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、特定規模電力Bに準ずるものいたします。

ニ 特定規模自家発補給電力Bの使用

お客さまが特定規模自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ホ 特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと同一計量される場合の最大需要電力

特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Bを使用されたときは、その1月の30分最大需要電力計の値が特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bの契約電力と特定規模自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえる場合で次に該当するときを除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 超過の原因が特定規模自家発補給電力Bの超過であることが明らかな場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 超過の原因が明らかでない場合は、特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと特定規模自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 特定規模電力Bまたは特定規模季節別時間帯別電力Bと同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、特定規模自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に特定規模自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

a 特定規模電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 特定規模自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特定規模電力Bの平均電力

(b) 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3月間における特定規模電力Bの平均電力

(c) 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3日間における特定規模電力Bの平均電力

b 特定規模季節別時間帯別電力Bのお客さまの場合

基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものとしたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特定規模自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

(a) 特定規模自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における特定規模季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(b) 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3月間における特定規模季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(c) 特定規模自家発補給電力Bの使用の前3日間における特定規模季節別時間帯別電力Bの各時間帯別の平均電力

(d) 特定規模自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して特定規模自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、特定規模自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を特定規模自家発補給電力Bの使

用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

特定規模自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として特定規模自家発補給電力Bの最大需要電力に特定規模自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力Bに準ずるものといたします。

19 特定規模予備電力

(1) 適用範囲

特定規模電力A、特定規模電力B、特定規模季節別時間帯別電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Bのお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、特定規模予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 早取料金

早取料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のもの）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正し

たものいたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、特定規模予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、特定規模電力A、特定規模電力B、特定規模季節別時間帯別電力Aまたは特定規模季節別時間帯別電力Bに準ずるものいたします。

20 特定規模季節別時間帯別電力

(1) 特定規模季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

15（特定規模電力A）(1)に該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特定規模季節別時間帯別電力Aから特定規模電力Aに変更された後1年に満たないお客さまについては、特定規模季節別時間帯別電力Aを適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の

状況等により決定いたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 特定規模自家発補給電力Aと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ニ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を

使用した場合を除きます。)の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,653円75銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,643円25銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	20円98銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	20円66銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	17円49銭	16円39銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17円23銭	16円15銭

c 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円32銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時

間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

(イ) 契約期間満了に先だって、原則として特定規模電力Aに需給契約を変更することはできません。

(ロ) その他の事項については、特定規模電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(2) 特定規模季節別時間帯別電力B

イ 適用範囲

16（特定規模電力B）(1)に該当する需要で、お客さまがこの契約種別の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。ただし、特定規模季節別時間帯別電力Bから特定規模電力Bに変更された後1年に満たないお客さまについては、特定規模季節別時間帯別電力Bを適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

なお、供給電圧は、お客さまの契約電力（特定規模自家発補給電力Bとあわせて電気の供給を受ける場合は、特定規模自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）および当社の供給設備の状況等により決定いたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 特定規模自家発補給電力Bと同一計量される場合で、特定規模自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の特定規模自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から特定規模自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の特定規模自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ニ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特定規模予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	1,816円50銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	1,753円50銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	16円10銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	15円80銭

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時 につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	13円42銭	12円34銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	13円18銭	12円12銭

c 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合	11円32銭
	標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	11円12銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時

間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表3（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ そ の 他

- (イ) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。
- (ロ) 契約期間満了に先だって、原則として特定規模電力Bに需給契約を変更することはできません。
- (ハ) その他の事項については、特定規模電力Bにかかわる規定を準用するものといたします。